

秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用

(令和３年９月２１日付森－１４０８)

秋田県週休２日制工事实施要綱（以下「要綱」という。）における森林整備運用を次のとおり定める。

第２条関係（定義）

- １ 要綱第２条第１項（２）の「現場閉所困難工事」は、次のような工事を対象とするが、該当の判断にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に行うこと。
 - ・ 道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、土日、祝日等に作業が必要な工事
 - ・ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等））
- ２ 要綱第２条第１項（３）の「別に定める期間」とは、次に掲げる期間とする。
 - （１）工場製作を含む工事の場合、工場製作のみを実施している期間。
 - （２）工事全体を一時中止している期間。
 - （３）対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として６日間、７月、８月または９月を含む工事では夏期休暇分として３日間。
 - （４）余裕期間設定工事の場合、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間。
- ３ 要綱第２条第１項（３）の「対象期間」について、受注者の責によらない災害対応や現場条件、気象条件の変化等により週休２日の確保が難しいと想定される場合は、受発注者間で協議のうえ、該当期間を対象外とするなど、柔軟に対応すること。
ただし、現場閉所による週休２日または交替制による週休２日ともに、やむを得ず対象外とする期間を設定する場合にあっても、必要最小限の期間とし、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休２日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

【受注者の責によらない現場条件・気象条件等の具体例】

- ・ 発注者が想定している猛暑、降雨日等の日数を上回る場合
- ・ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象
- ・ 工事用地等の確保ができず、施工できない場合・設計図書と実際の施工条件の不一致又は設計図書の不備等が発見され、施工を続けることが不可能となる場合（工法や仮設計画の見直しのための工事の中断を含む）
- ・ 文化財調査、反対運動等の外的要因により、施工ができない場合
- ・ 関連工事との調整により施工ができない場合

第３条関係（休日）

- １ 要綱第３条の「休日」とは、施工計画書で定めた休日計画に基づく休日のことを意味する。

- 2 要綱第3条の「現場代理人等」とは、元請け及び下請け全ての技術者及び技能労働者のことを意味する（支障木伐採等の建設業法に定める建設工事に該当せず、施工体制台帳への記載を要しない下請けも含む）。
- 3 対象期間の最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了することから、工事完成日の翌日以降を休日として扱う。

第4条関係（対象工事及び発注方式）

- 1 対象については、要綱第4条第1項の工事のほか、森林整備関係業務委託（植栽、保育等）も含むものとする。
- 2 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、現場の被災その他の理由により、週休2日及び交替制を実施することが困難又は不適切であると所属課長が判断した場合とする。
- 3 要綱第4条第3項の「別に定めるところ」とは、次のとおりとする。
 - （1）原則として全ての工事を対象として、完全週休2日（土日）工事により発注する。ただし、要綱第2条第1項（2）に定める「現場閉所困難工事」の場合は、完全週休2日交替制工事により発注するものとする。
 - （2）受注者は、施工計画書の提出前に、指定された発注方式の実施について監督員と協議をする。ただし、現場閉所が可能な場合においては、交替制による実施は認めないものとする。
- 4 発注者は、特記仕様書及び現場説明書（条件明示）に、週休2日制工事であること（週休2日又は交替制）を明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。

第5条関係（工事成績評定）

- 1 森林整備関係業務委託（植栽、保育等）は、要綱第5条による工事成績評定は実施しないこととする。
- 2 要綱第4条第2項に基づき、発注者が週休2日制工事の指定を解除した場合は週休2日不履行の対象外とする。
- 3 要綱第5条の「工程表」とは、施工計画書に添付の工程表のことである。発注者は、施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休2日不履行の判断を行うものとする。
- 4 要綱第5条の「②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保をおこなっている。」について、要綱第3条第1項に基づき休日作業日及び振替休日を監督員に届け出ている場合は、②の対象に含めるものとする。また、要綱第5条の③についても同様とする。

第6条関係（工期変更）

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 要綱第6条の「別に定める基準」とは、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」のことであり、工期変更については、これにより判断するものとする。

第7条関係（工事費の積算）

- 1 要綱第7条の「別に定める積算方法」について、各経費に対し別表1に定める補正係数を乗じるものとし、その取扱いは次のとおりとする。

（1）発注時

当初予定価格は、本運用第4条のとおり、完全週休2日（土日）又は完全週休2日交替制を実施する前提として、対応する補正係数を各経費に乗じるものとする。

（2）精算変更時

実際の達成状況を確認し、各経費の補正係数の見直しを行うものとする。

- 2 市場単価及び土木工事標準単価について、別表1にない工種を積算する場合は、秋田県週休2日制工事に関する建設部運用（令和7年9月5日付け技管－388）の補正係数を準用することとする。
- 3 各経費の補正の際の端数処理は別表2による。

第8条関係（その他）

1 現場閉所の確認方法

発注者は、受注者に対し、別紙2－1「履行報告書」に別紙2－2「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。なお、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

2 交替制の確認方法

発注者は、受注者に対し、別紙2－1「履行報告書」に別紙3「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。なお、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

- 3 週休2日制工事の実施にあたっては、余裕を持った工期設定を行うものとする。

- 4 発注者は、施工計画書及び実施工程表については、4週8休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。

- 5 休日の確保状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

- 6 各種様式（別紙2－1・2－2・3）については、監督職員から現場代理人に提供する。

- 7 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示等を行ってはならない。

附 則（令和3年9月21日森－1408）

- 1 この通知は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月10日森－2943）

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日森－3224）

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月15日森－1443）

この通知は、令和４年９月１５日から施行する。

附 則（令和５年３月１０日森－３０４２）

この通知は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年４月１８日森保－１９６）

この通知は、令和６年５月１日から施行する。

附 則（令和６年８月２６日森保－１２１０）

この通知は、令和６年１０月１日から施行する。

附 則（令和７年９月５日森保－１２１５）

この通知は、令和７年１０月１日から施行する。

附 則（令和８年９月９日森保－１１３８）

この通知は、令和８年１０月１日から施行する。